



(1)法令に基づく区域管理

原子炉等規制法に基づく区域区分

・管理区域

線量：1.3mSv／3月

空気中の濃度：

核種毎に定める濃度限度の1／10

物の表面汚染密度：

α 線を放出する場合：0.4Bq／cm²

α 線を放出しない場合：4 Bq／cm²

←4万Bq/m²

・保全区域

管理区域以外で管理を必要とする場所

・周辺監視区域

管理区域周辺で、1mSv/年を超えない

技術庁告示第七号) 別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれこれらの表の第二欄に掲げる数量とする。ただし、これらの数量が三テラベクレルを超える場合又はこれらの数量に制限がない場合にあっては、三テラベクレルとする。

- 2 令第九条第二項第一号の文部科学大臣が定めるエネルギーは四メガ電子ボルトとし、同項第三号の文部科学大臣が定めるエネルギーは十五メガ電子ボルトとする。

(管理区域に係る線量等)

第四条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号に規定する管理区域に係る外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この条、次条第四号、第七条、第八条、第十四条第一項及び第三項、第十六条、第十九条、第二十四条、第二十五条、第二十七条、別表第二から別表第四まで並びに別表第七第二欄において同じ。）の濃度及び放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。

- 一 外部放射線に係る線量については、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルト
- 二 空気中の放射性同位元素の濃度については、三月間についての平均濃度が第七条に規定する濃度の十分の一
- 三 放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、第八条に規定する密度の十分の一
- 四 第一号及び第二号の規定にかかわらず、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の第一号に規定する線量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の第二号に規定する濃度に対する割合の和が一となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度

(実効線量限度)

第五条 規則第一条第十号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- 一 平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト
- 二 四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト
- 三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト
- 四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間に